

第124回人口・社会統計部会 議事録

1 日 時 令和3年7月1日(木) 10:00~12:05

2 場 所 遠隔開催 (W e b会議)

3 出席者

【委 員】

津谷 典子(部会長)、佐藤 香

【臨時委員】

宇南山 卓、川口 大司

【審議協力者】

経済産業省、東京都、大阪府、日本銀行

【調査実施者】

厚生労働省政策統括官付参事官付雇用・賃金福祉統計室：野口統計管理官ほか

【事務局(総務省)】

統計委員会担当室：萩野室長、吉野政策企画調査官

政策統括官(統計制度担当)付統計審査官室：中村審査官、大村国際統計企画官ほか

4 議 題 毎月勤労統計調査の変更について

5 議事録

○津谷部会長 皆様、おはようございます。ただ今から第124回人口・社会統計部会を開催いたします。

委員、臨時委員、そして審議協力者の皆様におかれましては、お忙しい中、この部会に御出席いただき、ありがとうございます。部会長の津谷でございます。よろしく願いいたします。

本日は、まん延防止等重点措置が発出されているため、皆様にはW e bで御参加をいただいております。よろしく願いいたします。

では、本題に入らせていただきます。

本日、そしておそらくもう1回部会を開催して、皆様に御審議をいただく案件は、昨日、6月30日午前に開催された第165回統計委員会において諮問された「毎月勤労統計調査の変更」についてです。

今回の部会の構成員は、参考1としてお配りしている名簿にありますように、この人口・社会統計部会の経常的な構成員である佐藤委員、宇南山臨時委員、川口臨時委員です。

今回は、対面ではなくリモート開催ですので、会議の時間を短縮するため、事務局による議事と資料の説明については省略させていただきます。

では、審議に先立ち、私から3点ほど申し上げます。

1点目は、審議の進め方についてです。

審議は、資料2の審査メモに沿って、事務局から審査状況と議論すべき論点を説明していただいた後、資料3に基づき、論点ごとに調査実施者から回答いただいた上で、質疑応答と審議を行うという形で進めていきたいと考えております。審議の過程では、説明されている資料や議論になっている資料について、随時、事務局から画面に表示していただきます。

2点目は、参考2でお示ししている審議スケジュールについてです。

今回の諮問については、本日を含めて2回の部会審議を予定しております。部会での審議状況については、2回目も今月中に開催予定ですので、1回目と2回目の部会の審議状況を合わせて、7月の統計委員会で私から報告させていただきます。この2回の部会で一通りの審議を終え、答申案のおおよその内容や構成、そして方向性について皆様の御了承が得られれば、最終的な答申案は書面決議により決定するなど、できるだけ効果的かつ効率的に審議を進めていきたいと考えております。よろしく願いいたします。

なお、答申案については、8月に開催予定の統計委員会で御報告したいと考えております。

最後に3点目ですが、本日の審議は12時までを予定しております。ただ、審議の状況によっては、予定時間を若干過ぎる可能性もあるかと思えます。そのような場合、御予定のある方は御退席いただいて結構です。

以上3点、よろしく願いいたします。

それでは、審議に入ります。

まず、諮問の概要についてですが、これについては、既に昨日、統計委員会などの場で事前に御説明をしていただいておりますので、審議を効率的に進めるため、この場での説明は割愛させていただきます。「諮問第155号の概要」というパワーポイントの資料1-1です。

なお、昨日の統計委員会に諮問された際、この部会に属しておられない統計委員会委員から御発言がありましたので、これについて事務局から御紹介をお願いいたします。

○中村総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官 事務局でございます。

冒頭に、宮川委員から御発言がございました。こちらは、昨日の統計委員会において、私から諮問の概要を説明しました後に、厚生労働省から、宮城県で不適切な事案があり少し公表が遅れたとの報告があったことを踏まえての御発言でございます。

宮川委員の御発言を紹介させていただきます。

「厚生労働省の御報告にもあったようなミスがあると、国民経済計算のQEを作成する部署は、雇用者報酬の推計の時間が限られているため問題であると考えます。今回の諮問で、厚生労働省が直轄で行っていた東京都の調査を、再度東京都に移管することで、業務の引継ぎなども考えておられるとのことだが、きちんと審議していただき、厚生労働省が直轄で行っていた調査と、東京都が行う調査が継続的なものであることがきちんと伝わるようにしてほしい。また、回収率に差がない形でできるのか、審議の過程できちんと確認してほしい。」という御発言がございました。

この意見に対して、厚生労働省の野口管理官から、既に連携して問題点の洗い出しを行っており、着実に進めたいという旨の御発言がございました。

こちらからの紹介は以上でございます。

○津谷部会長 ありがとうございます。

統計委員会で宮川委員からいただいた御意見については、審査メモの論点ともおおむね合致するものですので、審議の中で確認をいたしたいと思えます。

ただ、これについて追加のコメントや御意見などございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、個別事項の審議に移りたいと思えます。

事務局から、資料2の審査メモ1ページの「1 東京都への調査の移管に伴う調査系統の変更」について、御説明をお願いいたします。

○中村総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官 資料2の審査メモを御覧いただければと思えます。

1ページの上段部分、四角囲みのところでございます。

毎月勤労統計調査について、厚生労働省は、以下に掲げる変更を計画しており、4点ここに記載してございます。このうち4点目につきましては、実際に行っていることは変わらないのですが、計画の記載を詳細化するもので、実質的な変更は3点でございます。

それでは、順番に説明をさせていただきます。

まず、「1 東京都への調査の移管に伴う調査系統の変更」でございます。1ページ目の下の部分が変更点でございます。

東京都の常用労働者数500人以上規模の事業所のうち、令和元年6月から国が直轄で調査していた事業所について、令和4年1月から東京都が調査を実施します。

審査状況のアですが、全国調査の対象事業所のうち、常用労働者500人以上の大規模事業所は全数を調査し、都道府県経由の郵送・オンライン調査により実施する計画であったところ、東京都の事業所では抽出調査を行っていたものでございます。

これを受け、令和元年6月分調査から、東京都の500人以上規模の事業所のうち、調査対象から除外していた約750事業所を対象に、厚生労働省の直轄による郵送・オンライン調査を、今現在実施しておりますが、令和4年1月分調査から、東京都において全数調査を行うこととするため、表1のとおり、調査系統のうち、「厚生労働省－報告者」を削除するものです。具体的には、2ページ、表1の左側、現行計画の「厚生労働省－報告者」と直轄の部分を削除します。

続きまして、イでございます。厚生労働省による500人以上規模の事業所の調査は、令和3年12月分で終了いたしますが、経過措置ということで令和4年1月分調査までとさせていただきます。

これは、少し上に戻っていただきまして、右側の変更案の※印があるのですけれども、その※印の下に下線が引いてありまして、その※印の記載、令和4年1月分調査までは、厚生労働省から報告者に調査票を配布し、報告者が厚生労働省に直接郵送により報告を行う場合がある。これについての説明でございます。

イのところに戻っていただきまして、これは、全数調査の対象である500人以上規模の事業所が500人未満になった場合には、通常、第一種事業所の部分入替えの時期に調査を終了いたしますが、第一種事業所の調査期間は3年1か月、令和4年1月分までは調査を継続、事業所規模が500人未満になった事業所の調査については厚生労働省が行う場合があるため、その旨、※印のところに記載しています。

ウでございますが、これにつきましては、東京都の500人以上規模の全数調査を可及的速やかに移行するために採られた措置を解除し、本来の調査系統に戻すもので、東京都との調整も済んでいることから、おおむね適当であると考えますが、以下の点を御確認いただければと考えております。

論点でございます。厚生労働省が直轄で実施していた調査の東京都への移管について、調査系統の変更後も報告者の協力を継続的に得ることが重要となるが、これまで厚生労働省において蓄積してきた調査対象事業所の特性等の情報提供など、業務の引継ぎ等をどのように行うのか御確認願います。

以上でございます。

○津谷部会長 ありがとうございます。

それでは、論点に対する回答について、調査実施者である厚生労働省から御説明をお願いいたします。

○野口厚生労働省政策統括官付参事官付雇用・賃金福祉統計室統計管理官 厚生労働省の野口でございます。資料3の1ページ、下に回答をまとめさせていただいております。

ポイントを申し上げますと、東京都と厚生労働省の実務者間で令和2年7月から実務協議を実施しておりまして、東京都の調査の方法と厚生労働省で実施しておりました調査の方法を共有しながら、必要な手続を確認して作業の洗い出しを継続的に行っているところでございます。

ポイントとして2点ございまして、まず1点が、国が行っているこの750の調査対象事業所の属性のデータを間違いなく整理した上で東京都に移管する。その上で、東京都は、事業所情報のデータを独自に管理しているものがございまして、そちらに変換して、東京都の事業所のデータ様式に沿った形で管理していただける環境を整えて、東京都に作業を移管する手続を今実施しております。

また、これから、令和3年12月頃になりますが、この750の事業所に対して、厚生労働省から調査用品を発送することを予定しております。これは、調査対象事業所が混乱をしないようにという配慮でございます。

ただし、そこで東京都が配布するべき資料として、今後移管されて調査系統が変わりますという資料を、私どもがお預かりして調査対象事業所にお配りすることで、調査対象事業所の方々の混乱を排除して、理解を進めた上で円滑に移管されるように調整をしているところでございます。

以上でございます。

○津谷部会長 ありがとうございます。

それでは、ただ今の厚生労働省からの御説明に対し、御質問、御意見、御提案などござ

いましたら、御発言をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

厚生労働省の担当者から、令和2年7月から東京都と協議を始めて、必要な手続等を確認しながら共同での相互確認を経て作業を進めており、東京都が管理している事業所情報のデータ様式に変換する作業を東京都が行うため、それが終了した時点で、東京都に移管する予定であるという御報告がありました。

そして、2点目として、令和3年12月頃に、調査のための用品の発送と併せて、各事業所に対して、翌令和4年1月分の調査以降は、実施者が厚生労働省から東京都に変わる旨の通知を出すことを、厚生労働省が行っていくということです。回答者が迷わないように、そして調査が円滑に実施できるように、きちんと連絡と引継ぎを行い、協力して対応していくという御説明がありました。

ここで、東京都にお伺いしますが、この令和4年1月分調査から、750ほどある、厚生労働省が所管していた常用労働者500人以上の大規模事業所について、東京都が全数調査を実施することになるわけですが、これについて支障はございませんでしょうか。

○坂本東京都総務局統計部人口統計課課長代理 それについては、昨年度から厚生労働省の方と何回も検討を重ねてきまして、500人以上規模の事業所ですので、ほぼ例年実施していただくことになるので、支障がないように、事業所に負担をこれ以上かけないように行っていきたいということで厚生労働省と確認が取れております。東京都としても、一緒に間違いなく行っていくことで了解しております。

○津谷部会長 本来の所管組織である東京都に全て戻すということで、東京都への移管に際して、厚生労働省と東京都の両方の担当者から、協議がコンスタントに行われており、情報も共有しているということで、特に問題はないと考えます。とはいえ、報告者に「あれ？」と思われぬように、慎重かつ丁寧に対応していただき、これからも報告者の協力が継続的に得られるよう、業務の引継ぎが円滑かつ適切に行われるようお願いしたいと思います。この移管については、先ほど御紹介した統計委員会委員からの御意見にもありましたように、本来の姿に戻るわけですので、何とぞよろしくをお願いいたします。

皆様、他に御意見、御質問ございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、この項目につきましては、特に御異論はなかったと思いますので、御了承をいただいたものとして整理をさせていただきます。ありがとうございます。

それでは、次に、審査メモの3ページに移ります。「2 特別調査の公表の期日の変更」についてです。事務局から御説明をお願いいたします。

○中村総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官 審査メモの3ページを御覧願います。

「特別調査の公表の期日の変更」ということで、変更点といたしましては、特別調査の公表の期日を1か月繰り下げ、調査実施翌年1月末に変更するものでございます。

審査状況のアでございます。本件申請では、表2のとおり、調査結果の公表の期日を変更することとしてございます。従前は年内のところを、翌年1月末までに変更したいとい

うこととさせていただきます。

イとしまして、特別調査は、毎年8月1日から9月10日まで調査を実施し、年内に公表することとしておりました。しかしながら、12月上旬に取りまとめる調査対象事業所名簿と調査票に不整合がある場合には、12月中旬に再集計が発生することがあるため、正確な統計を確実に公表、提供できるように、公表の期日を調査実施翌年の1月末に1か月ほど繰り下げるものとさせていただきます。

ウでございます。これにつきましては、調査票の回収から審査・集計に至るまでの業務の実施状況を踏まえ、利活用に支障のない範囲で公表期日を繰り下げるものであることから、やむを得ないものと考えてございます。

ただし、以下の点を御確認いただければと考えております。

論点でございます。aとしまして、特別調査の公表期日の繰下げの期間は適切か。bとしまして、繰下げによる利活用上の支障はないか。この2点を御確認いただければと思います。

私からは以上です。

○津谷部会長 ありがとうございます。

それでは、これらの論点に対する回答を、調査実施者の厚生労働省からお願いいたします。

○野口厚生労働省政策統括官付参事官付雇用・賃金福祉統計室統計管理官 厚生労働省の野口でございます。御回答申し上げます。

お手元の資料3の回答の2ページ目でございます。

まず、中段ぐらいに、公表期日の繰下げの適正性について御回答申し上げます。

ポイントを申し上げますと、特別調査につきましては、集落抽出をいたしまして、その集落の中の対象になる事業所を全て調査する形を採っております。

具体的に申し上げますと、各集落における調査対象事業所の確認を行い、その事業所に調査用品を配布させていただいて、調査票を回収して調査しております。その段階で、中間にございます都道府県が調査票の審査をさせていただいて、調査票の審査が終わった段階で、厚生労働省が再度チェックをする過程になっております。厚生労働省に調査票を提出した後に、都道府県におかれては、調査対象事業所名簿に記載された事業所について、今回の特別調査の調査対象になるかどうか、それから名簿に記載された調査区に誤りがないかを確認していただいて、その調査対象事業所名簿を御提出いただいているところでございます。

実際に起こり得る危険性でございますが、調査区ごとに抽出率が異なることがございますので、名簿に記載された調査区に誤りがございまして、その時点で厚生労働省が審査を終えて集計を始めている調査内容を、再度集計し直す手続きが発生することがございます。

実際に近年で申しますと、ぎりぎり発表できておりますのが、過去5年ぐらいで、大体12月20日ぐらいに特別調査を公表させていただいております。長いタームで見ますと、やはり事務の煩雑化や手続の過程で徐々に遅れてきている実態もございまして。

更に申しますと、近年、調査区番号の誤りなどがございまして、層番号が変わって倍率

が変わった場合には、大規模な集計のし直しをするため、かなりタイトな日程になっております。そういう状況で申しますと、集計のプロセスの中に誤りがないことは当然でございますが、仮にそういうところにミスが発生したり、再集計が発生したときのリカバーが効かない、もしくは、再集計の中に何か誤りがあるかどうかのチェックも目が行き届かないことが発生するおそれがございます。毎月勤労統計調査の数字を確実に提出するために、公表の期日を遅らせていただくことをお願いしているところでございます。

具体的な期間で申しますと、12月末にぎりぎり作業しておるところでございますので、年末年始の状況を考慮して、再集計があっても各プロセスで確認ができることを見込んで、翌月の1月末までに公表するというプロセスを実施したいと考えておりまして、1か月の調査期日の繰下げをお願いしたところでございます。

もう一つです。特別調査の繰下げにより、利活用者の支障が生じるかにつきましては、資料3の3ページ目の上段に現状を整理をさせていただいております。

一つが、国民経済計算の年次推計における雇用者報酬や労働時間の推計、もう1点が、産業連関表の「賃金・俸給部門」の推計において、1～4人事業所規模の推計に、この特別調査を使っていたらと聞いております。

特別調査の利活用の時期ですが、今回、公表時期を1か月繰り下げることについて、支障がないかを内閣府に確認をさせていただいたところでございますが、利活用上の支障、それから作業上、まだ1月の段階では大丈夫であると回答をいただいております。

一般の利用者について利活用に支障があるかどうかということも確認させていただいておりますが、一般の方々がどのように活用されているかを確実に把握することが困難な状況でございますので、今回は、この3ページの下に表を御用意させていただいております。

一般利用者における特別調査の利活用状況で、ホームページを使って、概況の閲覧やe-S t a tからの統計表のダウンロードの状況をお示しさせていただいております。

令和2年12月時点で、重複その他諸々を含んでいるとは思いますが、特別調査の概況の閲覧が334件、e-S t a tの掲載データにつきましては542件、令和2年1月に、同様に概況が649件、e-S t a tの掲載データが311件でございます。

この数字がどういう数字かと申しますと、参考で、毎月勤労統計調査の全国調査の結果のダウンロード件数を掲載させていただいております。

ポイントは、一番下のe-S t a tで申しますと、毎月勤労統計調査につきましては、直近で、一月当たり1万5,000ぐらいの統計表の閲覧がe-S t a tで行われております。この規模と合わせてみると、必ずしも特別調査の利活用時期が1月になったからといって、皆様に御迷惑をおかけしたり、影響が出るものではないのではないかと考えているところでございます。

最後に、特別調査の二次利用の関係でございますが、過去5年間の実績を調べましたが、利用実績はございませんでした。

以上でございます。

○津谷部会長 御説明ありがとうございました。

それでは、ただ今の御説明に対し、御質問や御意見ございませんでしょうか。御発言を

お願いいたします。

よろしいでしょうか。御質問ございませんでしょうか。

毎月勤労統計調査は毎月行っているわけですが、この特別調査は、常用労働者1人から4人という小規模事業所について、1年に一度実施されているものです。コロナ禍のために令和2年は実施できなかったのですが、一方、国民経済計算や産業連関表のためにデータが必要ということで、それに代わる調査が一般統計調査として実施されました。毎月勤労統計調査は大変重要な調査ですが、ご説明を伺うと、大変タイトなスケジュールで行われているようです。特に調査対象である小規模事業所については、新しく起業されたり、また廃業されたりということが頻繁に起っているようで、名簿からの出入りが非常に多いのではないかと推察します。ですので、まず、調査対象となる事業所の名簿を整える必要があるわけですが、名簿の確定にそれなりの労力と時間がかかることがよく分かりました。また、事業所名簿と調査票の整合性のチェックについても、それなりの手間と時間がかかり、もし整合性が得られない場合には、かなり大幅な再集計をしなくてはならない可能性も考えられるということです。そうすると、作業日程が1週間や2週間は遅れてしまうこととなります。年末である12月末に公表するために大急ぎで整合性のチェックを行い、その結果、確認作業を繰り返す必要が生じて、再集計を急いで行うという悪循環が起こることも考えられます。拙速な作業はヒューマンエラーが生じる確率を上げますので、公表時期を1か月遅らせることは必要かつ適切であろうと思います。わずか1か月の延長であり、年末年始を挟んで作業をする必要も減り、また、データの主な使用者である内閣府からも、1月末に繰り下げても問題はないという御回答が得られているということで、公表時期を1か月繰り下げても大丈夫であろうと思います。一般の利用者のなかには、1月の月上旬に利用したいので、従来どおり12月末までに公表してもらいたいという方がおられるかもしれませんが、これを見る限り、毎月勤労統計調査のユーザーに占める特別調査の割合はそれほど大きくないようですので、1か月の後ろ倒しにより、この調査の有用性や利活用に大きなマイナスの影響が及ぶものではないと考えますが、委員の皆様、いかがでございましょうか。

よろしいでしょうか。御発言ございませんでしょうか。

それでは、本項目についても特に御異論はなかったと思いますので、御了承をいただいたものとして整理をさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、次に、3点目に移りたいと思います。審査メモの4ページからの「調査票情報の保存期間及び保存責任者の変更」について、事務局から御説明をお願いいたします。

○中村総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官 審査メモの4ページ、変更点の3番目、「調査票情報の保存期間及び保存責任者の変更」でございまして。

変更点は2点ございまして、1点目が、地方調査における調査票の内容を記録した電磁的記録媒体を、厚生労働省において永年保存することに変更すること。

2点目といたしまして、記入済み調査票の保存期間を3年から1年に変更し、保存責任者を、全国調査及び特別調査の記入済み調査票については統計管理官、雇用・賃金福祉統計室長併任、調査票の内容を記録した電磁的記録媒体については政策統括官付参事官（企

画調整担当)に変更をするものでございます。

具体的な変更点については、表3のところでは現行計画と変更案をお示ししておりますので、こちらを御確認いただければと思います。

その下、審査状況のイでございますが、地方調査における調査票の内容を記録した電磁的記録媒体の保存期間及び保存責任者の変更は、厚生労働省において永年保存する、とするものでございます。

ウとしまして、また、厚生労働省の他の月次の基幹統計調査と平仄を合わせて、記入済み調査票の保存期間を1年に変更し、保存責任者を、全国調査及び特別調査の記入済み調査票については統計管理官、調査票の内容を記録した電磁的記録媒体については政策統括官付参事官に変更するものでございます。

エでございます。このうち、イにつきましては、「諮問第97号の答申 毎月勤労統計調査の変更について」、平成29年の答申でございますが、この際の今後の課題において、調査票情報の長期保存を可能とするため、地方調査に係る調査票情報の保存体制(保存責任者及び保存期間)について、厚生労働省は早急に都道府県と調整を行う必要があるとされたこと。

それから、「調査票情報等の管理及び情報漏えい等の対策に関するガイドライン」、こちらは平成21年の政策統括官決定のガイドラインでございますが、最終改正が平成31年4月で、これによりまして、調査票の内容を記録した電磁的記録媒体は、原則として、期限の定めなく保存し続けるとされていることを踏まえた変更で、おおむね適当であると考えます。

また、ウにつきましては、厚生労働省の他の月次の基幹統計調査と平仄を合わせるためであるとしておりまして、これもおおむね適当であると考えてございます。

ただし、以下の点を御確認願います。

論点は3点ございまして、aとしまして、各都道府県において、地方調査の「調査票の内容を記録した電磁的記録媒体」の現在の保存状況はどのようになっているか。bとしまして、今後、地方調査における「調査票の内容を記録した電磁的記録媒体」の厚生労働省での保存はどのように行っていくのか。cとしまして、厚生労働省の他の月次の基幹統計調査において、記入済み調査票の保存期間や保存責任者はどのように定められているか。これらの基幹統計調査と平仄が図られているかにつきまして、御確認願います。

以上でございます。

○津谷部会長 ありがとうございます。

それでは、論点に対する回答について、調査実施者である厚生労働省から御説明をお願いいたします。

○野口厚生労働省政策統括官付参事官付雇用・賃金福祉統計室統計管理官 厚生労働省の野口でございます。御回答申し上げます。

論点のa、現在の電磁的記録媒体の保存の状況でございますが、先ほど御説明にございました諮問第97号の答申を踏まえまして確認をしております。

まず、平成29年1月以降、保存するように都道府県に依頼しましたが、この時点ではま

だ不十分なものもあったことが分かっております。資料3の4ページでございます。

改めまして、厚生労働省では、現在まで電磁的記録媒体の保存を各都道府県にお願いしておりますが、平成30年1月以降は、厚生労働省においても都道府県に地方調査の調査票を電磁的記録媒体で保存する。具体的には、毎月勤労統計調査オンラインシステムというシステムがございます。このシステムに、都道府県は調査票データを入力いただいておりますし、オンラインの皆様は、このシステムにデータが入ってくる仕組みになっております。

このシステムを用いまして、現在、地方調査の調査票情報を含め、システムで電磁的に調査票情報を保存している状況でございます。

二つ目の論点で、地方調査における調査票の厚生労働省での保存をどのように行っていくかでございます。

まず1点目でございますが、地方調査も全国調査と同様にシステムを使って電磁的記録媒体を保存していく方式で考えてございまして、全国調査の状況で申しますと、毎月のデータを毎月勤労統計調査オンラインシステムに保存してございまして、その保存を確実なものにしていくようにしております。

また、集計前に厚生労働省の統計処理サーバーに保存する仕組みも採っております。

これらのデータにつきましては、1年に1回、全部を取りまとめ、厚生労働省の統計企画調整室に移管し、電磁的記録媒体の保存をしております。地方調査についても、これと同様の仕組みを採っていくことを予定しております。

論点のcでございます。他の基幹統計調査の状況でございますが、資料3の5ページでございます。

お示しさせていただいておりますが、毎月勤労統計調査につきましては、記入済み調査票の保存状況を3年としており、保存責任者を、全国調査は厚生労働大臣、地方調査は都道府県知事としておられるところでございますが、他の厚生労働省の月次の基幹統計調査である人口動態調査、それから薬事工業生産動態統計調査、医療施設動態調査と比べさせていただきます。

資料にございますように、保存期間については、記入済み調査票についてはおおむね1年程度で保存しております。保存責任者につきましては、所属の責任者でございます統計管理官や課長、保健統計官という実務の担当者が責任を持って保存することを仕組みに明示しているところでございます。

これと平仄をそろえながら保存していくことを予定してございまして、実務上の支障は生じないものと考えております。

それから、保存期間については、今まで3年間としておりますが、3年間の解釈も不明確であったこともございますので、調査を実施した年の1月から1年間とすることで、平仄をそろえながら保存することを考えているところでございます。

以上でございます。

○津谷部会長 御説明ありがとうございました。

それでは、ただ今の御説明に対し、御質問、御意見ございましたら、御発言をお願いい

たします。いかがでございましょうか。

○川口臨時委員 すみません。川口です。よろしいですか。

○津谷部会長 どうぞ。川口臨時委員、お願いいたします。

○川口臨時委員 aのところで、平成29年1月から保存をお願いしたのだけれども、保存していなかった都道府県があったと御報告がありましたが、大体何件ぐらいそういうところがあって、なぜそういうことが起こったのか、御説明願います。

○津谷部会長 厚生労働省、ご説明をお願いいたします。

○高田厚生労働省政策統計官付参事官付雇用・賃金福祉統計室室長補佐 厚生労働省です。

平成29年1月、答申を受けまして、その時点で各都道府県に対して、電子媒体の保存をお願いしますと通知を出させていただきました。先日、今回の改正に先立ちまして保存状況を確認させていただきましたところ、平成29年1月分以降の電子データを全てきちんと保存しているのが47都道府県中の32都道府県、平成30年1月分以降だと47都道府県中の38都道府県ということで、大体10から15程度の都道府県において、電子媒体を保存していないことが分かりました。このような状況については、やはり周知不足等もあったのかもしれませんが、それが分かった時点で、速やかに、データがあるものは保存してくださいと御連絡しまして、令和元年11月分以降については、各都道府県で保存していただいているという確認が取れております。

もう一つは、先ほども野口統計管理官から説明がありましたとおり、平成30年1月分以降につきましては、厚生労働省でもシステムを使って保存しておりますので、平成30年1月分以降については、基本的に国と地方のそれぞれで保存している状況でございます。

以上でございます。

○津谷部会長 川口臨時委員、いかがでございましょうか。周知徹底が十分にできていなかったということで、時間を逆戻しすることはできませんけれども、平成30年1月以降は、国、そして都道府県でもデータを保存している、つまりある意味で、バックアップがあることになるかと思えます。

いかがでございましょうか。よろしいでしょうか。

○川口臨時委員 もう仕方がないと思うのですけれども、10都道府県でそういうケースが起こったのはかなり遺憾なことだと思います。

○津谷部会長 この調査は、政府統計調査に関する一連の問題の火元となったものですので、先ほど川口臨時委員も指摘されましたが、これからは是非慎重な対応をしていただくようお願いします。都道府県と国、つまり厚生労働省との間で緊密に連絡を取り合って、漏れのないようにお願いします。紙媒体である記入済み調査票を3年間保存しておくのは、特に大規模調査では調査票の数が多く、大変だと思います。

一方、デジタル化されたデータについては、永年保存をするという対応をしていただくこととなります。デジタル化されたデータの利点は、保管に場所を取らず、きちんと保存すれば劣化せず、必要に応じて簡単にバックアップが取れるということです。情報の漏えいには注意していただきたいと思いますが、厚生労働省が実施している他の基幹統計調査で、毎月実施されているものと平仄を合わせて対応することについても適切だと思います。

そして、厚生労働省の所轄部局の責任者が保存責任者となるというルールを全面的に適用することも適切だと思います。ただ、地方調査については、当然のことながら都道府県に実施をお願いしているわけですので、地方自治体との連携を絶やさないようにしてください。そして、必ず相互で確認を行っていただくように、私からもお願いしたいと思います。

そのほか何か御意見ございませんでしょうか。

○佐藤委員 佐藤です。

○津谷部会長 佐藤委員、どうぞお願いいたします。

○佐藤委員 bについてですが、年1回、1年分のバックアップを取るとのことですけれども、予定ということはまだ実施はされていないのかということと、これは何年の分から1年分のバックアップの作成が可能かを伺います。お願いします。

○津谷部会長 bの二つ目の黒ポツに関してかと思えます。

厚生労働省、お願いいたします。

○野口厚生労働省政策統括官付参事官付雇用・賃金福祉統計室統計管理官 厚生労働省の野口でございます。

まず、状況でございますが、全国調査につきましては、既に1年分をまとめてデータを保存するという仕組みを導入させていただいております。これと同様に、地方調査についても現存のものを同様の措置で保存していくことを予定しております。

開始時期については、担当から回答させていただきます。

○高田厚生労働省政策統計官付参事官付雇用・賃金福祉統計室室長補佐 お答えします。

先ほど申しましたとおり、地方調査のデータ自体は平成30年1月分以降から保存していますが、今はまだ1年まとめて移管する仕組みは設けておりません。調査担当部局の方で、平成30年1月以降のデータを保存している状況ですので、データの確認等が若干必要かもしれないのですけれども、確認が取れたものから、随時、保存担当部局の方に移管していくことで作業ができればと今のところは考えております。

以上でございます。

○津谷部会長 全国調査分の保存は平成30年1月分から行っているけれども、地方調査については、具体的にいつからかということですね。これについても、保存に関する事ですので、現在、調整して調べていらっしゃるということですが、どうしていくのかという見通しについて、可能であれば、もう少し具体的にご説明をお願いいたします。

○高田厚生労働省政策統計官付参事官付雇用・賃金福祉統計室室長補佐 全国調査につきましては、もう既に平成30年よりもっと前の段階から行っております。今回、地方調査につきましては、これから永年保存という仕組みができますので、これから先は当然行うのですけれども、過去の分については、先ほど申しましたとおり、平成30年1月分以降について、調査担当部局で保管している状況になっておりますので、そちらについても移管する方向で調整を進めていきたいと考えております。

過去の分については特に確認等も必要かと思いますので、すぐに移管する形にはならないかと思いますが、確認が取れたものから、順次、保存担当部局である統計企画調整室で保管する形で進めていきたいと考えております。

以上です。

○津谷部会長 どうぞ、佐藤委員。

○佐藤委員 具体的なスケジュールを作っておかれた方がよろしいと思います。意見です。
以上です。

○津谷部会長 ありがとうございます。厚生労働省からももう少し付け加えたいことがおありとのことですので、野口管理官、お願いいたします。

○野口厚生労働省政策統括官付参事官付雇用・賃金福祉統計室統計管理官 全国調査の保存がいつから始まっているかが手元にございませんで、確認をして、全国調査の電子媒体の保存状況についても、また改めて御報告をさせていただきたいと思っております。

○津谷部会長 ありがとうございます。この毎月勤労統計調査には、特別調査以外にも全国調査と地方調査があり、国、つまり厚生労働省、そして都道府県という、調査実施に際して複数の層が重なっており、この中でデータの保存、特にデジタル化されたデータの保存をどのように行っていくのかという問題だと思います。当然、今後はきちんと系統的に保存を行っていくわけですが、過去に遡ってどうするのか。佐藤委員からの御指摘にもありましたように、当面の対応だけでなく、きちんとシステムを作って、一貫した対応を続けていっていただくことで、どのようなことが起こっても、どのようなデータがあり、それがどこでどのように保管・管理されているかがすぐに明示されるようになります。システムを構築することで、これからのデータの収集、管理、整理に役立てていただければと思います。

いかがでございましょうか。そのほか御意見ございませんでしょうか。

まとめますと、本項目については、川口臨時委員から、残念であったという御意見をいただきました。おそらく他の委員の皆様も、同じようなお考えをお持ちになっているかと思えます。また、佐藤委員から、特に地方調査のデータについて、保存のためのルールとシステムを作り、それを守ってほしいという御意見をいただきました。

このような御意見がございましたけれども、方向性については御了解をいただいたものと理解をしております。いただいた御意見につきましては、厚生労働省できちんと対応していただけると思えますし、答申案の作成時にも考慮させていただきたいと思えます。

よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

どうぞ、厚生労働省。

○野口厚生労働省政策統括官付参事官付雇用・賃金福祉統計室統計管理官 厚生労働省の野口でございます。

今の審議の皆様のお意見を踏まえまして、1点、今回の中で一つございますのが、紙の調査票が3年、それから、電子データと両方の保存期間がアンバランスに設定されておりましたが、今回の中で、紙は1年に限って保存をする、保存をして永続的に使えるデータとしては、電子に移行することを改めて都道府県の皆様に周知をして、電子の保存を着実なものにするを旨として取り扱っていただくようお願いしたいと考えております。

ありがとうございます。

○津谷部会長 ありがとうございます。是非そのような方向でお願いいたします。

この毎月勤労統計調査以外の基幹統計調査は全て、紙媒体の保存期間は1年間です。紙媒体をそのまま使うことはほぼないと思いますが、1年間はきちんと保存する。一方、デジタル化されたデータは永年保存であり、主にこちらを集計に使っていくことになるかと思えます。政府統計調査のオンライン化を進めることは、統計委員会、そして政府全体の方針ですので、この方針にも沿った対応であると思えます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、次に、審査メモの6ページの「4 調査計画の記載の詳細化」に進みたいと思えます。

これについて、事務局から、審査メモの別紙に基づいて御説明をお願いいたします。

○中村総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官 「4 調査計画の記載の詳細化」につきましては、冒頭御紹介いたしましたとおり、実際に行っていることは変わらないのですが、調査計画の内容の記載をより正確にする趣旨でございますので、私の方から内容を簡単に紹介させていただきます。

資料2の別紙を御覧願います。

まず、1の「(1) 報告者数」でございます。

変更点は3点ございまして、1点目が、母集団情報の更新に伴い、報告者数や母集団の大きさを変更することで、こちらは最新の情報を記載するということでございます。

2点目としまして、全国調査及び地方調査において、いわゆる第一種事業所及び第二種事業所の内訳を記載することでして、それぞれ何事業所と記載することでございます。

3点目といたしまして、特別調査において、調査対象として選定する前提となる調査区数を明記する。具体的には、約2,200調査区でございますが、こちらを明記することでございます。

詳細については、表1を御覧願います。

続きまして、2ページ目の「(2) 報告者の選定の方法」でございます。

変更点が、この選定の方法の記載を実態に合わせて変更ということで、こちらも、より詳細に正確に書くことで、例えば、変更案の①第一種事業所のところで言いますと、調査実施時期に利用可能な最新の事業所母集団データベースの年次フレームといった形で、かなり特定の書くとか、そこに厚生労働省及び都道府県が把握した事業所情報を反映したものを母集団情報として、データベースの年次フレームに、更に少し情報を付加することも含めて、より正確に記載をすること。それから、事業所を都道府県・産業・規模別と、従前から都道府県別にも抽出していたわけでございますが、それについてもここに明記する形で、記載をより正確にするものでございます。

3ページ目の「(3) 報告義務者の明記」は、まさにその名のとおり、報告義務者について記載がございませんでしたので、調査事業所の事業主、「ただし」とか、「また」で、いろいろなケースがあることについても、より詳しく正確に記載をしています。

その次の2番、報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間でして、こちらの変更点が、報告を求める事項、いわゆる調査事項の記載を調査票の項目と合わせるほか、パ

パートタイム労働者に関する事項を一つの項目にまとめて記載ということで、表4の左側の現行計画の二で、現在、「性別常用労働者数及びパートタイム労働者数並びに常用労働者に係る」云々で、この中に何か、常用労働者数の話とパートタイム労働者数の話が混在していたわけですが、右側の変更案の二のところ、こちらは「常用労働者に係る性別労働者数、異動状況等」ということで常用労働者に関する記載、下の方、元々パートタイム労働者に係る異動状況等々についてのところに、「労働者数」をこちらに持ってきまして、常用労働者とパートタイムの記載を書き分ける形になってございます。

4ページ目にも細かい修正が入っておりますが、こちらもより実態に即して正確に記載をしております。

4ページの下の方の3番目、報告を求めるために用いる方法、いわゆる調査方法でございます。こちらも同様に、実態に合わせて詳細に明記することで、具体的には、調査系統について、例えば、配布はこの系統、収集はこの系統とか、その辺りをより正確に書き分けるとか、もしくは※印で、このようなことがある、このような場合がある、といったところにつきましても、より正確に実態に即して記載しています。

こちらが、5ページ、6ページまで続いてございますので、詳細は割愛させていただきますが、御覧願います。

6ページの下の方の「4 報告を求める期間及び集計事項」でございます。

変更点が2点ございまして、1点目が、報告を求める期間の経過措置の削除。2点目が、集計事項のうち、地方調査を都道府県が集計していることを明記ということで、具体的には、7ページの上の方、まず左側の現行の計画の中で、ただし書、特別調査について、「ただし、令和2年における調査は、実施しない」、こちらはもう期間を超過しておりますので、ここは削除する、その右側、変更案の8番、集計事項の下の方の「② 地方調査」のところ、「次の事項について都道府県が集計を行う」ということで、誰が集計を行うか、主語を明確にしています。

「5 調査結果の公表の方法及び期日」は、変更点が、「調査結果の公表の方法及び期日を、実態に合わせて詳細に明記」とございまして、こちらも従前、全国調査については、毎月集計する事項のところ、主要なものは調査月翌々月10日までとか、その他は集計完了次第といった、そこのみの記載となっておりましたが、実際には、変更案にございまして、イ、ロ、ハと3点ございまして、毎月集計する事項、賞与に関する事項、給与階級に関する事項でそれぞれ書き分けて、現在の公表状況の実態に即して記載しているところでございます。

同様に、地方調査も、詳細にその辺りの記載を、速報、確報の記載を書いています。

最後の8ページ目の「7 立入検査等の対象とすることができる事項の明記」は、実際、おそらく立入検査は特に行ってはいないと認識しておりますが、立入検査等の対象とすることができることについて、変更案のところ、これを明記しています。

私からの紹介は以上でございます。

○津谷部会長 中村審査官、ありがとうございました。

実態に即して、調査計画の書き方をより詳細に、また正確にして、その内容を明確化、

具体化するものであるということで、調査の実質的な変更に係るものではありませんが、これについて、御質問、御意見ございませんでしょうか。

○宇南山臨時委員 すみません。宇南山です。

○津谷部会長 宇南山臨時委員、どうぞ。お願いいたします。

○宇南山臨時委員 調査計画の記載の詳細化は非常に望ましいことだと思いますし、調査を利用する利用者の立場からも、どんな手順で行っているのかがよく分かるのは望ましいことではあります。1点確認させていただきたいのは、なぜ今この記載の詳細化をするのかという趣旨についてだけ確認させてください。

繰り返しますが、詳細化することは非常に望ましいのですけれども、詳細化をする、実態に合わせるという御説明がありましたけれども、それは例えば、細かく見ると、今までしっかりと実施できていない部分とかがあったとか、本当はこの人が集計しなければいけないのに集計していなかったようなケースが散見されるなどの背景があるのか、それとも、より明確にした方がいいだろうというだけのことなのか、趣旨についてお聞かせ願います。

以上です。

○津谷部会長 これに対するお答えですが、まず厚生労働省から、そして次に中村審査官からお願いいたします。その際、もし付け加えたい御説明がございましたら付け加えていただくということで、まず厚生労働省から、お答えをお願いいたします。

○野口厚生労働省政策統括官付参事官付雇用・賃金福祉統計室統計管理官 厚生労働省の野口でございます。

まず1点目でございますが、そもそも調査計画の記載が不十分であったことは、先般の毎月勤労統計調査の事案等も踏まえまして、調査計画を精緻なものにしていった正確な調査を行う、また、調査に係る方々が調査計画を見て、どのような調査を行っているかを理解していただくことが必要と考えまして、精緻化していこうと考えて、今回、詳細に実態に合わせた形で記載させていただく判断をしたものでございます。

以上でございます。

○中村総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官 今、厚生労働省から御説明いただいたとおりでございますが、やはり先般の毎月勤労統計調査の事案等を踏まえまして、調査計画で実態に即して正確に記載いただくことが、報告者とか利用者にとってもより望ましいことと考えてございますので、これは審査官室としても非常に望ましいことと考えてございます。

以上でございます。

○津谷部会長 毎月勤労統計調査に端を発して政府統計調査全体に問題が広がったことで、政府統計全体の取り組みとして、毎月勤労統計調査のみならず、全ての基幹統計調査について点検と検証を行い、次に、それを拡大して政府統計調査一般についても点検・検証を行うことで、システムとして明確化と透明化を図っていくということです。このために、点検検証部会、今は統計作成プロセス部会と改称されましたが、その部会を中心に取り組みを続けて行くということかと思えます。

宇南山臨時委員、よろしいでしょうか。

○宇南山臨時委員　そういう趣旨であれば非常に望ましいことだと思います。ありがとうございます。

○津谷部会長　ありがとうございます。

私から一つだけ気になったことがありますので、お伺いしてもよろしいでしょうか。

先ほど御説明いただいた審査メモの4、3ページの下のところに、現行計画と変更案の両方が示されています。その「ニ」の現行計画のところで、常用労働者とパートタイム労働者が一緒にされていたのを、今回分けることは大変いいことだと思います。しかしここで、パートタイム労働者を性別に分けなくてもいいのですか。常用労働者に係る性別、つまり男女別の常用労働者数はありますが、パートタイム労働者に係る労働者数からは性別が落ちています。パートタイム労働者には女性に多いことが知られており、パートタイム労働者数を男女別にみることは重要だと思いますが、性別データは元々取っていないのですか。もし取っていないのであれば、毎月勤労統計調査という就業を扱う調査ですので、是非取った方が良くと思います。就業は性別と年齢の関数であり、就業状態は性別と年齢で大きく違います。今お聞きしたところでは、データがないから記載しなかったということですね。そういうことでしたら、分かりました。

先ほど宇南山臨時委員からも、前向きな対応であるならば、とてもいいことだという御意見をいただきました。これは、調査計画の表現や書き方の問題というだけでなく、実態に即した対応を前向きに行い、それを定着させていく、さらにこれをシステムとして形作っていくための第一歩として、調査計画を明確化し具体化するための取組です。ということで、これは実質的な変更を伴うものではございませんので、特段の問題はないと思います。この方向で頑張ってくださいようお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、次に、審査メモ7ページからの「5基本計画、過去の答申における今後の課題への対応状況」の「(1)基本計画への対応状況」について、事務局から御説明をお願いいたします。

○中村総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官　審査メモ7ページの5の「(1)基本計画への対応状況」でございます。

基本計画における毎月勤労統計調査に関する検討課題として、表4の中に記載してございます。具体的には、①から③までの3点ございます。

まず1点目でございますが、毎月勤労統計調査について、令和4年1月のローテーション・サンプリングへの全面移行に向け、実査機関とも十分に連携し、着実かつ円滑に取組を推進する。また、その間の結果公表について、移行期間である旨の説明を入れる等、利用者の混乱を招かないよう配慮するとともに、継続標本による参考指標を平成30年度以降も継続して公表すること。

2点目といたしまして、毎月勤労統計調査について、本調査の母集団を事業所母集団データベースの年次フレームに変更するに当たって、標本抽出方法や復元方法を検討すること。

3点目といたしまして、労働力調査及び毎月勤労統計調査について、両調査の調査方法

や調査事項の相違点を整理した上で、集計表における労働者区分、それから用語の対応関係等を両調査のウェブサイト等において明確にするとともに、利用者の利便性向上に向け、両統計の活用資する有用性の高い情報の提供等に関して具体的な方策を検討し、情報提供の充実に努めること、でございます。

審査状況のところでございます。アとしまして、まず、課題①への対応状況ですけれども、厚生労働省で、令和4年1月のローテーション・サンプリングへの全面移行に向けて、現在、移行期間中であるため、それから、入替えの方法を変更したことについて、説明資料がホームページに掲載されております。また、継続標本による参考指標についても公表を続けられております。

それから、厚生労働省で、更なる精度向上に向けて、厚生労働統計の整備に関する検討会の下にワーキンググループを立ち上げて、これは毎月勤労統計調査のことですが、今後、そのワーキンググループで検討を行う予定としてございます。

これらにつきましては、一定程度対応が進んでおり、引き続き対応を注視する必要があると考えております。

イとしまして、課題の②についての対応状況でございます。厚生労働省の方で、平成30年からローテーション・サンプリングを導入しています。現在は移行期間中ですが、これに伴いまして、母集団は事業所母集団データベースを用いて、毎年最新の母集団を用いています。それに基づきまして、抽出率の逆数を用いて復元処理を行っています。

それから、厚生労働省の方で、令和元年6月調査から、東京都の500人以上規模の事業所、直轄調査を実施していただいております。また、そのほか復元に必要なデータ等が存在しないために再集計を行うことができなかった平成16年から23年までの結果について、時系列比較のための推計値を作成して公表をしています。

これらにつきましては、一定程度対応が進んでございますが、引き続き対応を注視する必要があると考えてございます。

ウとしまして、③の対応状況ですけれども、厚生労働省の方で、平成30年度に、毎月勤労統計調査のウェブサイト、ホームページ上で、毎月勤労統計調査と労働力調査の調査方法や調査事項の相違点、就業者・常用労働者などの用語の定義の対応関係を整理して掲載してございます。

また、両調査の労働時間の算出方法や比較を行う際の留意点を掲載してございまして、適切に対応されているのではないかと考えてございます。

(1)については以上でございます。

○津谷部会長 ありがとうございます。

基本計画への対応状況ですが、既に対応を始められている、そして一定以上の対応が進められているということです。これを継続していただくことを期待いたします。実施者はこれに注力していただき、私たちは注視していきたいと思っております。

では、この御説明に付け加えることはございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

委員の皆様、御質問、御意見ございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

整理いたしますと、この基本計画への対応については3点ございました。いろいろと経緯がありますが、とにかくきちんとした対応を続けていかれるように期待しております。意識して注意深く対応をお続けいただきたいと思います。私どもは引き続き注視させていただくということで、これについては適当と整理させていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

○川口臨時委員 すみません、コメントなのですけれども。川口です。

○津谷部会長 川口臨時委員、どうぞお願いいたします。

○川口臨時委員 これで結構だと思うのですけれども、今、抽出率の逆数を使って復元されているという回答がありましたが、やはり回収率が低下していることを踏まえると、その回収率も考慮に入れた復元も考えていく必要があるのかなと思いました。コメントです。

○津谷部会長 ありがとうございます。

テクニカルなことになります。回収率が低下している状況で、抽出率の逆数を掛けることには慎重になるべきということでしょうか。標本誤差をできる限り小さくしていくことは、この毎月勤労統計調査をはじめとする政府統計調査だけでなく、全ての社会調査の課題と言えるものかと思います。この問題への対応のために、検討会やワーキンググループが作られて、さまざまな検討が進められております。川口臨時委員からいただいたコメントは、私もそのとおりと思いますが、今回の基本計画への対応については、これで適当ということにさせていただきたいと思います。川口臨時委員、よろしいでしょうか。

○川口臨時委員 はい、結構です。

○津谷部会長 ありがとうございます。有用なコメント、感謝いたします。

それでは、次に移りたいと思います。(2)の「過去の答申における今後の課題への対応状況」についてです。審査メモの9ページからです。

事務局の中村審査官、御説明をお願いいたします。

○中村総務省政策統括官(統計制度担当)付統計審査官 審査メモ9ページの「(2)過去の答申における今後の課題への対応状況」でございます。

まず、過去の答申です。以下の検討課題が指摘されており、答申を三つ並べてございます。

まず一番上、諮問第141号の答申は昨年7月のものございまして、特別調査の中止を行った際の答申でございます。その際の課題でございます。

課題は3点ございまして、1点目が、厚生労働省は本年度の特別調査に代わり、本年度、これは令和2年度の特別調査に代わり、常用労働者5人未満の事業所を対象に代替調査を実施し、令和3年5月上旬に公表される国民経済計算の令和3年1月から3月までのQEの雇用者報酬の推計に活用できるよう、令和3年4月末までに集計結果を公表すること。

その際、厚生労働省は、令和元年調査の回答情報等を有効に活用して、回収率の低下に伴い懸念される精度悪化に対応するための補助情報を併せて作成し、調査結果を活用する者に提供すること。

2点目といたしまして、代替調査を従前の特別調査と比較し、どのような課題や影響があったかを調査実施後に分析するとともに、当該分析結果を踏まえ、行政記録情報やその

他の情報の活用も含め、危機に強い特別調査の在り方について検討を行うこと。

3点目といたしまして、常用労働者5人以上30人未満の事業所に対してこれまで実施してきた調査員及びオンラインによる調査方法に加え、郵送方式を併用する変更がどの程度統計に影響を与えたかを調査実施後に分析すること。

以上、3点でございました。

二つ目は、諮問第124号、平成31年1月の答申でございまして、いわゆる毎月勤労統計調査の事案の発生直後の答申でございます。

このときも3点ございまして、1点目が、「毎月勤労統計及び毎月勤労統計調査に係る統計法の施行状況に関する意見」において具体的措置が求められている事項のうち、「(2)調査計画に記載された33,200事業所を対象とする調査を履行すること」について、速やかに実施することで、計画と実態に齟齬がある状態を速やかに是正してくださいという話でございました。

2点目といたしまして、全数調査の実施に際しては、調査対象事業所に対し丁寧に説明を行うこと。

3点目といたしまして、本件については、案件の重要性に鑑み、今後の進捗に関して適時適切に本委員会、統計委員会に報告をすること。

以上、3点でございました。

最後、三つ目が、諮問第97号、平成29年1月の答申でございまして、いわゆるローテーション・サンプリングを導入したときの答申でございます。

こちらは既に先ほど御議論いただきました話ですが、調査票情報の長期保存を可能とするため、地方調査に係る調査票情報の保存体制（保存責任者及び保存期間）について、厚生労働省は、早急に都道府県と調整を行う必要があることとございます。

審査状況でございます。

アのところです。まず、一つ目の諮問第141号の答申における今後の課題への対応状況でございます。

①につきまして、厚生労働省で、令和2年は特別調査の代替調査として「小規模事業所勤労統計調査」を実施し、本年、令和3年4月28日に集計結果を公表してございます。公表に当たりましては、小規模事業所勤労統計調査と令和元年の特別調査の両方に回答した事業所に限定して令和元年特別調査を集計いたしまして、回収率の低下等に伴う両調査の回収率の格差等の影響を可能な限り除去した比較情報を提供してございます。

②につきまして、厚生労働省は、小規模事業所勤労統計調査において、回収率の低下等の課題は見られたものの、郵送・オンライン調査でも一定の結果が得られることを確認できた、としてございまして、令和3年特別調査から、災害等により調査員調査の実施が困難な場合に限定いたしまして、郵送調査又はオンライン調査を実施可能とするように改正をしてございます。

③について、厚生労働省は、常用労働者5人以上30人未満規模の事業所、いわゆる第二種の事業所について、調査員調査の実施が困難な場合の郵送調査を導入して、おおむね1年が経過するため、今後、各都道府県の郵送調査の実施状況を確認し、分析を行うとして

ございまして、こちらにつきましては、引き続き状況を注視する必要があると考えてございます。

イのところでございます。諮問第124号の答申における今後の課題への対応状況でございます。

まず、①でございますが、厚生労働省は、令和3年1月、令和4年1月のローテーション・サンプリングの部分入替えの実施時に段階的に調査対象事業所を増加させておりましたが、令和4年1月以降は調査計画どおりとなる見込みで、一定程度対応が進んでございますが、引き続き対応を注視する必要があると考えてございます。

②でございますが、厚生労働省は、令和元年6月から東京都の500人以上規模の事業所に対する全数調査を実施するに当たりまして、追加で調査対象となる事業所に対しては、必要な説明を行ったとしておりまして、適切に対応されているのではないかと考えてございます。

③について、厚生労働省は、実施状況等、適時に統計委員会に報告をしており、適切に対応されていると考えてございます。

ウの諮問第97号の答申の今後の課題への対応につきましては、前記6、先ほど御議論いただいた地方調査分の調査票情報の保存の変更、この審議で既にこれは御確認いただいたかと思っておりますので、よろしいかと思っております。

エとしまして、前記のとおり、過去の答申の今後の課題につきましては、おおむね適切に対応されているか、引き続き注視の状況にあると考えてございますが、以下の点について御確認いただければと考えてございます。

論点は二つございまして、まず、aといたしまして、令和元年特別調査と小規模事業所勤労統計調査について、回収率はどのようになっているか、その回収率の向上に向けた取組はどのようになっているか。bとしまして、小規模事業所勤労統計調査と、令和元年の特別調査の両方に回答した事業所に限定した集計結果についてはどのようになっているか、また、どのように利用者に情報提供がされているかで、この2点、御確認願います。

説明は以上でございます。

○津谷部会長 御説明ありがとうございました。

それでは、論点に対する回答について、調査実施者である厚生労働省から御説明をお願いいたします。

○野口厚生労働省政策統括官付参事官付雇用・賃金福祉統計室統計管理官 厚生労働省の野口でございます。

資料3の6ページを御覧ください。御説明申し上げます。

特別調査につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響によって中止をさせていただきましたが、小規模の実態を把握するという重要性に鑑み、一般統計調査として、調査系統は、厚生労働省が直接、事業所に対して調査票を送って回答していただき、調査方法につきましては、郵送とオンラインという形で、小規模事業所勤労統計調査を実施させていただいたところでございます。

まず1点、回収率の関係でございますが、資料中段を御覧いただきますと、令和元年の

特別調査の回収率でございますが、有効回答が88.4%、それに比しまして、昨年の小規模事業所勤労統計調査につきましては、有効回答数が45.6%と、回収率は特別調査を下回っております。

厚生労働省といたしましては、小規模事業所勤労統計調査を実施するに当たって、直接実施する調査系統であったことから、期限になっても回答がなかった事業所について、はがきで督促をして調査の協力を求める形で、調査の督促をしながら回収率向上に努めたところでございます。

一方で、小規模事業所調査の回収率の背景といたしましては、一つは新型コロナウイルス感染症の影響で全体的に日本社会が疲弊する中で、回答が困難な事業所が増加した背景があるかと思っております。

もう1点といたしましては、一般統計調査といたしまして、郵送・オンラインで実施したことも影響として生じているのではないかと考えているところでございます。

この経験を踏まえまして、令和3年の特別調査については、依然、新型コロナウイルス感染症の影響もございますので、調査員調査を実施させていただきますが、調査員による回収が困難な場合には郵送・オンラインの回収を行います。今回の経験を踏まえて、郵送・オンラインのときにどのように回収率を向上させていくかも考えて、回収率向上に努めてまいりたいと考えているところでございます。

資料の別紙1といたしまして、令和元年の特別調査と小規模事業所調査の属性について整理させていただいておりますので、御参照いただければと思っております。

もう1点、小規模事業所調査による特徴、それから小規模事業所調査と例年の特別調査をどのように比較して提示をさせていただいているかでございます。

恐縮ですが、7ページにお戻りいただきますと、まず1点が、調査系統、調査の範囲、それから調査の期日などが異なることがありますので、この点の誤解がないように留意して比較をさせていただいております。

簡単に申しますと、両方の調査に御回答いただいた事業所の調査票について集計をして比較をする方法を採用して、それを取りまとめて、調査の概況に参考資料として付す形で調査結果を比較したものを提示させていただいたものでございます。

別紙2の資料を御参照いただきますと、まず、参考情報といたしまして、本調査と令和元年の調査の比較を概況に付けさせていただいております。

留意事項を十分に整理した上で比較したものを提示する形で、調査結果を皆様に周知させていただいているところでございます。

調査の概況については、御一読いただければと思いますが、代表的な点を申しますと、決まって支給する現金給与額などは、調査産業計で令和元年の特別調査と比べるとマイナスが立っている。その中で産業別に見ますと、少し様相が変わっているところも若干あるところでございます。

それから、出勤日数も基本的にはマイナス0.6日などとなっておりますが、この辺についても産業別に少し様相が異なっていることが明らかになっております。

集計している統計表については、従来から公表させていただいている特別調査の調査項

目を、調査で出させていただいている主要統計表を整備して公表させていただいているような状況でございます。

簡単ではございますが、以上でございます。

○津谷部会長 ありがとうございます。

ただ今の御説明に対し、御質問や御意見のある方、御発言をお願いいたします。

○川口臨時委員 すみません。川口ですけれども、よろしいでしょうか。

○津谷部会長 はい、どうぞ、川口臨時委員。

○川口臨時委員 別紙2の参考第5表を見ると、このページは、令和2年で本調査に答えたところと両方に答えたところと両方が載っていると理解しているのですけれども、産業によっては、別紙2の参考第1表を見ると、調査による現金給与額のずれみたいなものが載っていて、「宿泊業，飲食サービス業」で、10万9,681円と10万3,570円と、5.9%の差があると載っているのですけれども、すみませんけれども、これをどう解釈したらいいのか教えていただけないでしょうか。

○津谷部会長 別紙2「4 参考情報」の参考第1表に示されている決まって支給する現金給与額についてですが、お尋ねの点は令和元年の特別調査と、令和2年に実施された一般統計調査の比較で、「宿泊業，飲食サービス業」に差が出ているということでしょうか。ここに示されているのはパーセンテージで、5.9%のプラスになっています。これをどう解釈すればよいのか、もし調査実施者にお考えがあれば御説明をお願いいたします。

○野口厚生労働省政策統括官付参事官付雇用・賃金福祉統計室統計管理官 厚生労働省の野口でございます。

今回の調査結果から全てを類推することはできないのですが、私どもの中で、他の調査の動向なども踏まえて類推している分析といたしましては、まず、参考第1表で、「宿泊業，飲食サービス業」が、令和元年の特別調査と比して、いわゆる給与が上がっている実態の御指摘でございます。

関連するものといたしまして、ページをおめくりいただきまして、参考第5表を御覧いただきますと、ここでも宿泊・飲食業の出勤日数や1日の通常労働時間が、他の産業と比べてプラスになっているような状況となっております。

背景といたしましては、毎月勤労統計調査全体でも見えているのですが、新型コロナウイルス感染症下において、パートタイム労働者の所定外労働時間や、パートタイム労働者自身が減少している傾向が見受けられまして、そこから勘案すると、特に宿泊・飲食業において、パートタイム労働者をある程度絞って、実戦力となる人を残しながら事業を継続している可能性があると思っております。そういうような実態があったとすると、今回の結果と同様のような数字が出てくると考えておりまして、分析としては、そのようなことを類推しているところでございます。

○川口臨時委員 どうもありがとうございます。

○津谷部会長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

令和元年の特別調査は通常どおり実施できましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、令和2年の特別調査は中止されました。ただ、国民経済計算などのために、コロ

ナ禍の下で経済活動がどうなっているのかについての情報が必要であるが、通常の調査が行われた年次のデータを使って比例按分することは不適切であり、コロナ禍という特別な状況を反映したデータを収集することが必要であるという御意見が統計委員会などから出されたことを受けて、小規模事業所勤労統計調査という名称で、一般統計調査が実施をされたということです。ただ、コロナ禍により調査のための事業所名簿を更新できなかったという事情もあり、毎月勤労統計調査の特別調査との厳密な比較は難しいと思います。特別調査は常用労働者1名から4名の小規模事業者全てを対象とした調査員調査ですが、令和2年の一般統計調査では、コロナ禍により調査方法をオンラインと郵送にしたため、特別調査とは回答率が大きく違ってきています。通常の方法で実施された令和元年の特別調査の回答率は88.4%、これは非常に高いと思いますが、一方、令和2年の一般統計調査の回答率は45.6%と相当低くなっています。この回答率の差は主に調査方法の違いによるのではないかと思います。コロナ禍の下で、非常な緊急状態の中で日々の仕事に追われて回答することが難しかったということもあったのではないかと思います。この一般統計調査では、調査員が訪問して調査票を回収したわけではありませんが、それにしても回答率がここまであったことは良かったと考えるべきなのかなとも思います。いずれにしても、この一般統計調査のデータは大変貴重な情報であり、コロナ禍の真ただ中で、大変な苦勞をして小規模事業所を対象に取られたデータだと思います。

事業所数も、有効回答数は8,743ですが、この数自体はかなりの規模で、データの代表性は別にして、相当なデータ量がありますので、貴重な統計データとして有効に使っていただいて、その集計結果をホームページその他で公表していただくようお願いいたします。ここでは、令和元年特別調査と令和2年の一般統計調査の両方にお答えいただいた事業所について、集計された結果を示していただいたということだと思います。

さまざまなデータの整理と集計作業があると思いますが、今後もこれらの調査データを有効に活用していただくことを期待します。実査の状況は違いますし、これら二つの調査の結果を同じ基準で比べることはできませんし、比較をする際には注意しないといけないと思います。特に、一般統計調査の回答率は低く、5割に達していないことは勘案しなくてはなりません。令和3年には特別調査が元通り実施されると思いますので、回収率の向上を含めて、調査が円滑に行われることを願っております。時系列情報という視点からは、令和元年と3年の調査があり、令和2年の一般統調査が間に挟まるということで、この平成2年の調査の結果をどのように見ていくのかも含めて、引き続きの検討をお願いしたいと思います。

○宇南山臨時委員 すみません。宇南山です。

○津谷部会長 どうぞ、宇南山臨時委員。

○宇南山臨時委員 今回の結果、今、川口臨時委員からの質問と答えとかを聞いても、この緊急時に行ったにしては、非常に貴重な情報がたくさん集まっているということで、意義があったように思います。

1点気になっているのは、回答率が大きく低下したところです。オンラインや郵送でやると下がるのは、ある意味当然で仕方がないことかなとは思いますが、今後、統計調査

の流れとして、いつまで調査員調査に頼れるかという問題を考えると、今、コロナ禍という意味では、非常時なので比較は難しいですけれども、いいチャンスだと思いますので、どのような業種の、どのような地域の事業所が大きく回答率を低下させたかというような、回答率そのものに関する情報についても、是非分析・公表していただければと思います。

以上です。

○津谷部会長 厚生労働省、いかがでございますか。

○野口厚生労働省政策統括官付参事官付雇用・賃金福祉統計室統計管理官 現段階では手元に資料がございませんので、御指摘も踏まえながら、可能なことを実施させていただきまして、公表させていただく方向で検討させていただければと存じます。

○宇南山臨時委員 よろしくお願ひします。

○津谷部会長 宇南山臨時委員、貴重な御意見をありがとうございます。パートタイム労働者が多い飲食・サービス業などでは、コロナ禍のために営業自粛があり、また廃業も相当あったのではないかと思います。一方、新規に開業した事業所はそれほど多くないのではないかと。そういう意味で、データに選択性がかかっているのではないかと。特にこれはパートタイム労働者、そして、勤続年数が長くない労働者に当てはまるのではないかと。いろいろな事情があって、情報に強い選択性がかかっているため、この結果がプラスに出ているのではないかと。という御指摘かと思ひます。とはいえ、コロナ禍における我が国のさまざまな経済活動、特に雇用・就業の実態の一端がここから分かると思ひます。当然、情報の代表性については注意しなければならぬわけですが、この調査データはコロナ禍の真ただ中で収集されたもので、オンラインもしくは郵送で回答していただいたものです。調査員が訪問して直接お願ひや督促をしなかったため、どのような業種の事業所がどのような状況で答えたのか、答えなかったのかについて、具体的な詳しい情報はありますが、今後、調査環境が悪化していく中での調査の実施にとって、非常に有用な情報を提供してくれるのではないのでしょうか。そして、回収率を維持し上げていくことにも活かせるのではないかと。そのための一助となるのではないかと。という御指摘かと思ひます。私もそう思ひます。

その他、御意見・御質問ございませんでしょうか。

どうぞ、萩野室長。

○萩野総務省統計委員会担当室長 担当室長の萩野ですけれども、1点だけ。先ほどの川口臨時委員の御質問の宿泊・飲食のところなのですが、Go To トラベルの影響はないのでしょうか。ちょうど昨年10月1日から東京は解禁になったりして、確かに10月は盛況だったなというのがあるのですけれども、そういう特殊要因はありますか。

○野口厚生労働省政策統括官付参事官付雇用・賃金福祉統計室統計管理官 特別調査の調査票情報が限られているので、その影響があるかどうかまではっきり出るような状況ではないかと思ひてはありますが、十分に見られていないところもあるかどうか、もう一回改めて確認をして、影響があるようであれば、また改めて御報告させていただくようにいたします。ありがとうございます。

○川口臨時委員 すみません。川口ですけれども。

○津谷部会長 どうぞ、川口臨時委員。

○川口臨時委員 宇南山臨時委員の御意見を伺っていて、回収率を産業ごとに、企業規模ごとに出していただくのはものすごく大事なことだと思いました。

もしもできるなら行っていただくと面白いかなと思ったのは、今回の調査に答えてくれたところの前の年の賃金がどういうふうになっていたのか。前の年に答えてくれて、今年答えてくれたところと、答えてくれなかったところで、賃金がどういうふうになぜしているのかが分かると、答えてくれたところが、高賃金の事業所なのか、低賃金の事業所なのか分かると思うので、そのような情報も付けていただくと非常に有用なのではないかなと思ったのですが、私も誤解しているかもしれないのですけれども、可能であれば、行っていただくと良いかなと思いました。

○津谷部会長 川口臨時委員、ひとつ確認させていただきたいのですが、前の年とおっしゃいますのは、令和元年のことでしょうか。今年とおっしゃるのは、令和2年の一般統計調査のことですね。

○川口臨時委員 はい。両方に答えてくれた事業所があったので、前年の情報があると理解したのですけれども。

○津谷部会長 つまり、どの産業で、そしてどのような事業規模の事業所で、どれくらい回答率が違ったのかを見るのが有用ではないか、そして見たいという御意見かと思えます。さらに、川口臨時委員から、賃金について、令和元年の特別調査と令和2年の一般統計調査の両方に答えた事業所について、産業別に、そして事業規模別にどれくらい賃金が違うのかが分かれば非常に有用ではないかという御指摘だと思えますが、いかがでございませうか。

○野口厚生労働省政策統括官付参事官付雇用・賃金福祉統計室統計管理官 厚生労働省の野口でございませう。

御説明が曖昧な部分があったかと思えますので、反省しつつ、改めて御説明をさせていただきます。

小規模事業所の調査につきましては、令和元年度に特別調査に回答のあった事業所のうち、調査対象として住所を把握している事業所を対象に調査をさせていただいております。このため、小規模事業所について今回集計させていただいたものは、まず、令和元年の特別調査で回答いただいた事業所の内数になっていると御理解いただければと思っております。

そういう意味で、小規模事業所調査については、調査対象をそのまま特別調査の様式に従いまして集計をさせていただいております。

一方、比較におきましては、令和元年の特別調査の調査客体のうち、小規模事業所調査で御回答いただいたものに絞って比較をさせていただいているということで、比較対照とした令和元年の特別調査の集計の調査客体を、共通部分に絞って集計をして比較させていただいたものでございませう。

令和元年の特別調査のうち、小規模事業所調査に回答していないところで集計するとどうなるかまでは持ち合わせておりませう。

簡単ですが、以上でございます。

○津谷部会長 ありがとうございます。先ほどから申しておりますが、令和元年の特別調査には事業所名簿があります。翌年の令和2年には、コロナ禍のため、その名簿を使って特別調査ができませんでしたので、その代わりに一般統計調査を行ったということです。この期間に廃業してしまったり、逆に新規に開店・開業したりした事業所については名簿がありませんので、一般統計調査では調査ができなかったという御説明でよろしいのでしょうか。

○宇南山臨時委員 すみません。宇南山です。

○津谷部会長 はい、どうぞ、宇南山臨時委員。

○宇南山臨時委員 1点、川口臨時委員の意見と、もう一つ追加なのですが、今御説明いただいた点で、要するに、令和元年の調査には協力したけれども、2年に回答していない人は、この参考表には出ていないのですけれども、仮に今後、令和3年とか4年とかどんどん重なってきたときの時系列比較をするときに、令和2年に回答した人たちが、そもそも賃金が高い人たちだった場合には、令和元年と2年の比較をする際には、今、参考表で示されているもので十分だと思うのですけれども、より長期の時系列で見ると、令和元年で答えたけれども、2年に答えなかった人たちの比率を使って2年の結果を補正しないと時系列比較ができなくなってしまうのではないかなという趣旨かと思えます。

そこで1点、確認させていただきたいのですけれども、回答率の低下の中で、もしも廃業めいたものが確実に分かっているような例があれば、その数字自体が非常に重要なものかなと思いますので、その廃業が把握可能なのか、把握しているのかについて教えていただければと思います。

以上です。

○津谷部会長 調査対象は常用労働者数が1名から4名という小規模事業所であり、ここでは出入りが多いと私も思います。令和元年特別調査と令和2年の一般統計調査は別個の調査であり、同じ基準で評価できないとも思います。調査方法が変わったために、令和2年の一般統計調査の回答率が低いのは確かですが、この令和2年調査に回答しなかった事業所の中には、廃業したところもちろんあると思いますが、廃業していないけれども答えなかった、答えられなかったところも相当数あるのではないかと思います。そのような事業所がどれぐらいあるのか、お分かりになりますか。

○高田厚生労働省政策統計官付参事官付雇用・賃金福祉統計室室長補佐 厚生労働省でございます。

資料3の6ページの回答を御覧いただきたいのですけれども、下の※1のところでございます。全てについてきちんと把握できるかと言われると、なかなか難しいのですけれども、今、少なくとも分かっている情報としまして、調査票を発送した数が1万9,781事業所のうち、実際に届かなかったところが590事業所ございましたので、おそらくここについては、廃業したか、移転したか等により、少なくともこれぐらいは不存在であったことは確認できた。廃業しても、住所が同じで届いてしまっているケースもあるかもしれませんので、これが全てではないかと思うのですけれども、少なくともこの程度までは今の時点で

は分かっているところでございます。

以上でございます。

○津谷部会長 宇南山臨時委員、よろしいでしょうか。これは受取人が誰もいなかった数ということです。そして、同じ住所で事業所が変わっていても、調査票が郵便受けに入っただまになっていたこともあるかと思えます。事業は継続していても回答しなかった事業所について、これを細分化することは、調査の性質上からみても難しいのではないかと思います。先ほどからの両委員の御意見、御提案にもありますように、この調査情報がどのようなものであるのかについては、きちんと説明していただく必要があると思えます。二つの調査の結果を時系列として比較して、減ったとか増えたとかいったような誤解が生じてはいけないと思えます。とはいえ、繰り返しになりますが、特別調査の回答者で一般統計調査にも答えてくださったのはコロナ禍の下でも前向きに協力してくださった事業所であり、両方の調査に答えてくださったこれらの事業所について、産業別や事業所規模別に集計して、掘り下げた分析をしていただいた後で情報を提供していただくことは、国民経済計算の推計のためだけでなく、今後の政府統計調査の実施にとって大変有用な示唆を与えらると思えますので、よろしく願いいたします。

そろそろ時間が来ております。ここでどうしても言っておきたいという御意見がないようでしたら、ここで一旦引き取らせていただいてよろしいでしょうか。これらの調査のデータを集計し分析して、その結果をホームページなどに掲載するなどして、この貴重なデータを十分に活用していただくようお願いいたします。そして、こういう情報があると非常にありがたい、興味深いという御意見もいただきましたので、できればそれへの対応もお願いいたします。

とはいえ、変更の方向性について否定するような御意見はなかったと思えます。留意すべき貴重な御提案、そして多くの有用な御意見をいただきましたが、方向性としては、これで了承ということにさせていただいてよろしいでしょうか。御異論ございませんでしょうか。ありがとうございます。

ここでいただいた御意見につきましては、答申案の作成時に参考にさせていただき、どのように反映できるかについて考えさせていただきます。

調査実施者におかれましても、もし再整理などの必要が出てきましたら、追加の作業をお願いするかもしれませんので、その節はどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、正午を少し過ぎました。本日の審議はここまでとさせていただきます。

予定しておりました審議は、ほぼ全て終えることができたと考えております。取りまとめにつきましては、それぞれの事項の審議の際に確認を含めて行っておりますので、ここでもう一度申し上げることはいたしません。次回の部会では、答申案を示させていただき、皆様にその方向性と内容を御確認いただいて、取りまとめたいと思えます。

なお、本日の部会の審議内容に関しまして、もし追加で御質問や御意見、お気付きの点などございましたら、期間が短くて恐縮でございますけれども、来週火曜日、7月6日の正午までに、事務局までメールなどで御連絡いただくようお願いいたします。7月20日に2回目の部会の開催を予定しておりますが、そこでは主に答申案の内容の検討と、方向性

の確認をさせていただきたいと思います。何とぞよろしく願いいたします。

繰り返しになりますが、予定しておりました事項の審議は一応全て終えることができたと思っております。追加の御意見がございましたら、それへの対応についても、次回の部会で行いたいと思います。実施者である厚生労働省や事務局と相談の上、対応させていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

また、本日の審議結果は、今月の統計委員会で私から報告させていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、事務局から御連絡をお願いいたします。

○佐藤総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室副統計審査官

連絡事項を申し上げます。

次回の部会の予定でございますが、7月20日火曜日、15時から開催いたします。会場につきましては、第二庁舎内の会議室を予定しておりますが、今回と同様にWeb開催になる可能性もございますので、後日、改めて御連絡をさせていただきます。

また、先ほど部会長からお話しいただきましたが、追加の御質問ですとか、お気付きの点がございましたら、短期間で恐縮でございますが、7月6日火曜日の正午までに、メールにより事務局まで御連絡をお願いいたします。

本日の配布資料につきましては、次回以降の部会におきましても審議資料として利用いたしますので、お手元に保管いただきますようお願いいたします。

最後に、部会の結果概要につきましては、事務局で作成次第、メールにて御照会させていただきますので、こちらにつきましても御確認をよろしく願いいたします。

事務局からは以上でございます。

○津谷部会長 以上をもちまして、本日の部会は終了とさせていただきます。大変有用かつ重要な御意見や御指摘をいただき、本当にありがとうございました。7月20日の15時から開催を予定している次回の部会で、答申案の承認も含め、全ての審議を終えることができるのではないかと思います。引き続きお力添えのほど、どうぞよろしく願いいたします。本日はありがとうございました。

以 上